

農産物出荷用資材等の補助金制度の利用を

市では、『草加』または同等の産地表示がされた段ボール箱・鮮度保持袋(FG袋)及び段ボール箱・鮮度保持袋(FG袋)等に貼付する産地表示がされたシールが補助の対象となります。版作成費・購入費のうち、1/2の金額(上限あり)を補助します。



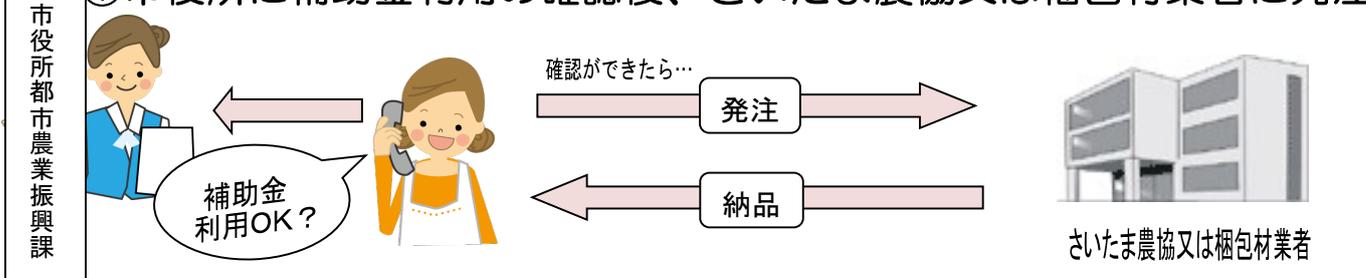
農家の皆様は是非、積極的に補助金制度をご利用ください。

～申請の流れ～

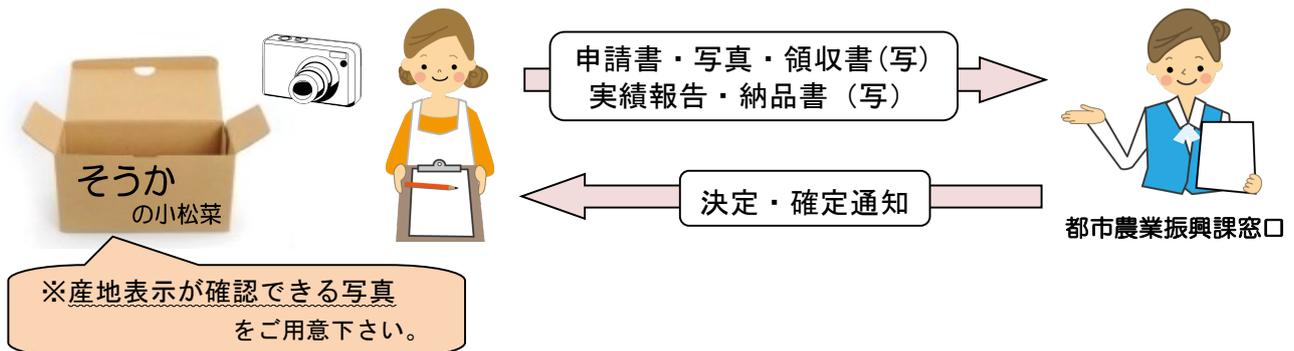
※予算がなくなり次第、受付終了となります。

事前に補助金が利用できるか、市役所都市農業振興課まで確認して下さい。

①市役所に補助金利用の確認後、さいたま農協又は梱包材業者に発注。



②納品後、1.申請書と2.納品された段ボール等の写真、3.領収書(写)、4.実績報告書、5.納品書(写)を市役所に提出。



※補助金は後日、申請者の指定口座へお振込みとなります。

補助金制度の概要

【対象者】草加市内に住所を有し、10アール以上の農地を耕作する生産農家。

【補助の対象】『草加』又は同等の産地表示(『そうか』『谷塚』等)がされた段ボール箱・鮮度保持袋(FG袋)・シールの版作成・購入費用。

【補助の上限】同一農家で年度内に購入した補助対象経費の1/2の額(※上限15万円)。

★★ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい★★